

2021年
12月1日
第449号



JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹

編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



淵上さん出向解除 集会で成果を確認！

東二運復帰まで全力で闘う！

JR東海は11月10日、(株)スリーエスに出向している本部淵上特別執行委員(JR総連法対・調査部長)に、出向解除の「事前通知」を渡しました。通知の内容は「(株)スリーエスへの出向を免じ復職を命ずる。事務統括センター業務を免ずる」です。JR東海は、出向解除の理由は「出向先会社から解除の要請があった」とし、「解除要請の理由は分からない」としています。これにより淵上特執は、勝利を全体で確認し出向

命令差止仮処分を取り下げることにしました。本部は18日、都内で「本人の同意なき出向反対！出向命令取消闘争勝利報告集会」を開催しました。報告集会には、JR総連及び加盟全単組からメッセー

以下で決めることはしない。何のための交渉になるのかということになり」と回答しました。本部は「中間決算では昨年よりも改善し、年度末には80%まで回復するという会社の予想を踏まえれば、抑え込む理由はない。3.5ヶ月出せる体力はある」「最高益を更新し続けている時期に期末手当を抑え込むために、業績連動型ではない」として、会社は安定的支給ベースなるものを言い出した。ほぼ全ての社員が安定的支給ベースは「2.9ヶ月という認識だ」「リニアは経営のお荷物

闘いをつくっていく。やり切ることに意義がある。この闘いを他労組合員にも広めていこう」と訴えました。各地本からの連帯挨拶、集会アピール採択、本橋書記長のまとめで集会は成功裡に終了しました。会社は11月24日、一切の説明なしで、淵上さんに12月1日付けで新横浜駅の労働条件の通知を強行しました。淵上さんは苦情を申し立てました。

見を主張しました。しかし、会社は「意見があることは承知しているが、赤字である以上要求通りとはならない」「安定的支給ベースは収益が黒字に安定的推移している時のことであり、赤字なのだから安定的支給ベースの議論をする考えはない」と主張し、全ての意見において対立しました。11月5日、会社は2.2ヶ月という低額回答を行いました。本部は、「空いた口が塞がらない。期末手当3回連続の2.2ヶ月の回答は冗談ではない。リニアは即刻中止せよ」と強く抗議しました。そして、持ち帰り検討する価値もないとして、その場で再申入れを行いました。

2021年度年末手当交渉を集約 不満を表明し妥結通告！

11月11日、第4回再申入れ団体交渉では、現場社員の怒りや生の声を会社にぶつけました。しかし会社は、赤字を楯に全て言い訳に終始し、意見対立のまま団体交渉は決裂しました。本部は、持ち帰り検討として、第6回中央執行委員会でも検討した結果、会社から「妥結しなければJR東海労働組合員には支給しない」との見解が出されたこと、他労組の早期妥結などの現状を踏まえ、これ以上の前進が見込めないと判断し、交渉の集約を決定しました。

JR東海の虚偽が判明！ 新幹線地本がスリーエスと団交開催

新幹線地本は11月4日、出向先会社スリーエスと団体交渉を開催しました。この団体交渉は、出向組合員の勤務表が、1ヶ月単位の変形労働時間制における月間労働時間を超えており、労基法違反に該当するとして申し入れたものです。

スリーエスは、超勤前提の勤務シフト作成は労基法に違反しないという認識を示す一方、「JR東海労と齟齬をきたしてはいけなくて理解が得られるまでJR出向者は

超勤前提のシフトは組まないように是正する。強行はしない」と回答しました。

また、年休取得分の労働時間に対する超勤が支給されなかった問題は、「JR東海が定めたフォーマットで報告している。スリーエスは関与していない」、引継ぎのため30分に対する超勤手当をJR東海は「スリーエスが支給する」と説明したことについて、スリーエスは「知らない」と回答したため、JR東海

水野さん堂々と意見陳述 水野裁判A控訴審が結審

水野裁判A(労災認定行政訴訟)第1回控訴審が11月8日、東京地裁で開かれ、水野さんが意見陳述を行い、結審しました。

意見陳述で水野さんは、「一審判決は会社を擁護することを前提としており、会社が不利となる証拠は検討せず、判決文を読んでも論理が成り立っていない箇所がある」「会社側証拠の信憑性について、時系列等報

告書を書いた日の超過勤務整理簿は、明らかに不自然な箇所があり、会社が偽造したもので間違いない。井出助役は偽証しているのは明らかである。裁判官は真実は何かを見極め、憶測や形式的な判断をしないで欲しい」と訴えました。

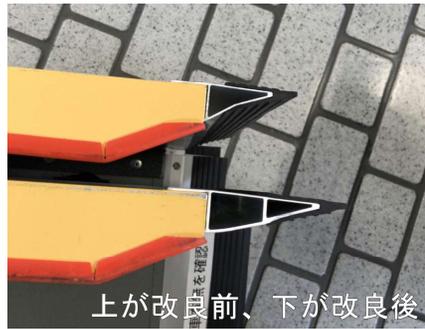
判決は、12月15日です。なお、水野さんに新横浜営業二科への事前通知が会社から言い渡されました。

の虚偽が判明しました。更に、労働衛生・環境改善について、休憩時使

新型スロープ不具合の 改良を勝ち取る！

改良を勝ち取る！

新型スロープの不具合部分を改良したスロープが11月9日、新大阪駅に配備されました。新型スロープは昨年6月に新幹



線各駅に配備されましたが、スロープとホームの接する部分に角度があるため、車いすがスムーズに乗れない状態で、膝の上の荷物がショックにより落下する事態が発生していました。

新幹線関西地本は、新型スロープの不具合改善の申し入れなどを行いました。当初、会社は「不具合とは考えていない」と回答しましたが、約1年半の粘り強い闘いによって、不具合部分の改善を勝ち取りました。

「空白勤務」は労基法違反だ！ 労基署に『情報提供書』提出

大阪運輸所分会・浦谷幸二さん、山本圭一さん、今田昌二さん、下茂春美さん、前田稔さん、西三喜夫さんは11月9日、新幹線乗務員の「空白勤務」

は労働基準法違反に該当する(同法32条の2の要件を満たしていない)として、淀川労働基準監督署に『情報提供書』を提出しました。

会社は、社員の勤務について「変形労働時間制」として管理しています。労基法32条の2に定められた「変形労働時間制」の原則は、労働者の勤務を予め特定しなければなりません。「特定」とは、

労働者が労働に充てるべき時間と自由な時間を区別できるようにするためのものです。労働者の権利を守るために、労基法が

変形労働時間制による勤務の「特定」を使用者に行わせるように定めているものです。

また就業規則55条では、社員の勤務の指定は毎月25日までに翌月分を指定すると謳われています。しかし、この間会社は、新幹線乗務員の勤務について空白・白紙の状態を発表し続けています。これは明らかに就業規則違反です。

出場報告撤廃に向け意思統一 静岡・名古屋地本合同会議

静岡地本と名古屋地本は10月28日、10月以降から試行されている運転士・車掌の「出場報告」についての合同会議を開催しました。会議では、職場から出された問題点を集約・共有し、意見交換しながら今後に向けての意思統一を図りました。また、出場報告のみにとどまらず、在来線職場の実態を明らかにしながら、問題点を共有しまし

た。今回の「出場報告」は、労働条件・労働時間に関する問題であるにも関わらず、会社は労働組合への説明すら行っていない。既に両地本は10月5日に施策の中止を求め、団体交渉開催の申し入れを行っています。その申し入れに対する団体交渉はまだ開催されていません。

夜勤翌日の公休・年休指定、 年間休日不足は問題だ！

SEK、SMT、JR東海に申し入れ
新幹線エンジニアリング(SEK)に出向している組合員の年間休日不足していることが明らかになりました。

JR東海による就業条件提示では、SEKの年間休日は120日と説明されたに

も関わらず、実際には120日間付与されていませんでした。新幹線地本は10月21日、事実の解明と実損回復を求めて、JR東海及びSEKに申し入れを行いました。

また11月22日には、新幹線メンテナンス東海株式会社(SMT)勤務指定で、夜勤の翌日の勤務終了後に労基法第35条の法定休日である公休や年休が指定されていることは、同法に違反の疑いがあるとして、SMTとJR東海に団体交渉開催の申し入れを行いました。

法定休日や年休は、0時から24時までの暦日で指定するべきもので、夜勤の翌日に法定休日を指定することはできません。申し入れ内容は、事実確認の説明、取り扱いは法的根拠、法定休日などを溯って付与することなどです。

新年号表紙写真募集

本紙450号(2022年新年号)の表紙写真を募集します。応募は、写真を添付して本部までメールして下さい。